

鹿児島工業高等専門学校国際交流委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 外国の大学等との学術交流の協定に関する事。
- (2) 外国の大学等からの教職員及び学生の受入れ等に関する事。
- (3) 外国の大学等への教職員及び学生の派遣に関する事。
- (4) 学術の情報及び研究資料の交換に関する事。
- (5) 留学生に関する事。
- (6) 所掌業務に係る内部質保証に関する事。
- (7) その他国際交流に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長補佐（国際交流センター長）
- (2) 国際交流センター副センター長
- (3) 学科から推薦された教員 各1名
- (4) 一般教育科から推薦された教員 1名
- (5) 専攻科から推薦された教員 1名
- (6) 総務課長及び学生課長
- (7) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第3号から第5号まで及び第7号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長補佐（国際交流センター長）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員会)

第6条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(報告)

第9条 委員長は、委員会で審議された事項を整理し、校長に報告しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 鹿児島工業高等専門学校外国人留学生委員会規則（平成2年12月20日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 8 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。